

1章 介護保険制度の背景と創設

1 介護保険施行前の問題点

介護保険制度は、1997（平成9）年12月に成立して、2000（平成12）年4月から施行された。今後の高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が急増する中で、従来の制度である老人福祉制度および老人保健制度では多様な高齢者ニーズに十分に 대응されるものでなかったことがあげられる。

老人福祉制度の問題点

- ・ サービス利用の権利保障が不十分
- ・ サービスの選択ができない
- ・ 所得調査等に対する利用者の心理的抵抗
- ・ 中高所得者にとって利用者負担が過重
- ・ サービス内容が画一的

老人保健制度の問題点

- ・ 介護を理由とする一般病院への長期入院（社会的入院）
- ・ 要介護高齢者にとっての病院の生活環境が不十分



☆まとめ・試験にココが出るよ！

- ①措置制度……市町村がサービスを決めるため、利用者がサービスを選択できない。財源は税。
- ②医療と介護の逆転現象……介護施設よりも、病院の整備が進んでおり費用も安い。
- ③二重制度の問題……福祉サービスは市町村の窓口で、医療サービスは医療機関へと別々に申し込むので利用しにくい。

2 介護保険制度創設のねらい



☆まとめ・試験にココが出るよ！

①利用者本位のサービスの提供

利用者が自らの意思でサービスを選択し、サービスの利用は、利用者とサービス提供事業者間の契約によって行う。(措置制度から契約制度への移行)

②社会保険方式の導入

社会保険方式を導入することで、財源を確保するとともに、給付と負担の関係を明確にする。

③社会全体で支える

3 介護保険制度の目的

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、**国民の共同連帯の理念**に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

- 第2条** 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「**要介護状態等**」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に**提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(国民の努力及び義務)

- 第4条** 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進**に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。
- 2 国民は、**共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。**

(国及び地方公共団体の責務)

- 第5条** 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、**医療及び居住に関する施策との有機的な連携**を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、**障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携**を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、**共生する地域社会**の実現に資するよう努めなければならない。



☆まとめ・試験にココが出るよ！

第1条・2条・4条・5条は「介護支援分野」1問目あたりで条文そのまま出題される可能性が高い